

修学貸付を申し込まれる方へ

1 修学貸付の取扱いについて

修学貸付は、修学の貸付ごとに、それぞれ1件ずつの貸付として借りる方法と、修学年限分をまとめて借りる「貸増」の方法を選択することができます。貸増の場合は、既に借りていた貸付は完済したこととし、新たに申し込んだ貸付と合算した金額で貸付を行ったものとする取扱いとなります。

ただし、貸付ごとを1件の貸付として借りた場合、貸付金額によっては、毎月の償還額が貸増の場合に比べて多額になる場合があることから、給料月額及び年収の30%を超えて、新規の貸付を借りられなくなる場合があります。

2 据置の取扱いについて

修学期間中は、原則として、元金の償還を据え置き利息の償還のみとする「据置」としますが、借りられた方の希望で、修学期間中に元利均等の償還を開始することもできます。

また、据置していても、申し出により、中途から元利均等の償還を開始することもできます。

3 だんしん（団体信用生命保険）の取扱いについて

「だんしん」に加入される場合は、貸付1件ごとに加入していただくこととなります。貸増の場合は、前の貸付は完済になり、貸増後の貸付で新たに「だんしん」に加入することとなります。

ただし、告知事項（過去3年間に規定の病気で2週間以上の入院をしていないこと）の関連等で、貸増の場合は加入できない場合がありますので、よくご検討いただき、1件ずつの貸付とするのか、まとめた貸増の貸付とするのか選択してください。

なお、「債務返済支援保険」は、据置中は適用できません。償還を開始してからの適用となりますので、適用を希望される場合は、貸付申し込み時に申し出てください。

京都府市町村職員共済組合 福祉課 貸付貯金係 電話 075-431-0307
